

商品名等 (電気用品名等)	電源ユニットと気泡発生部分離型気泡発生器（海外製造事業者の取り扱い）
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能</p> <p>本製品は、浴室外に設置される気泡発生器制御機能付電源ユニット及び浴室内に設置される気泡発生器から構成される浴槽用の電気気泡発生器である。</p> <p>電源ユニットは、漏電遮断器付プラグのコードセット及び電源スイッチを有し、気泡発生器にDC140Vを供給する。気泡発生器から電源ユニットへは、①漏電検知信号、②転倒検知信号、③気泡発生用電動機信号等の信号が送信され、①及び②の信号を受けると、電源ユニットは出力をOFFし、③の信号を受けると、電動機の動作を制御する。</p> <p>なお、本製品の製造・販売に係る事業者は、次のとおり。</p> <p>事業者A：事業者Bから気泡発生システムを輸入し、販売する。</p> <p>事業者B：事業者Cから電源ユニットを購入し、自社製気泡発生器とともにシステムとして輸出（事業者Aに販売）する。</p> <p>事業者C：事業者Bから電源ユニットの仕様提供を受け、電源ユニットを設計・製造し、事業者Bに納品（販売）する。 (事業者A、B及びCには、資本関係等はない。)</p> <p>○構造、仕様、意匠</p> <p>定 格：100V、50－60Hz、400W 気泡発生器DC140V</p> <p>○主な使用者、販売先</p> <p>一般家庭等</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>電源ユニット及び気泡発生器の総体を、特定電気用品中、電動応用機械器具の「浴槽用電気気泡発生器」として取り扱う。</p> <p>(理由)</p> <p>本製品の電源ユニットは、気泡発生器からの信号によって電源を供給することから、電源ユニット及び気泡発生器は一体不可分であるといえる。このため、総体を「浴槽用電気気泡発生器」として取り扱うことが妥当と判断する。</p> <p>なお、本製品について、電気用品安全法第9条に規定する適合性同等検査は、事業者Bが受検する必要がある。</p>	